

秘密法は廃止に！ 共謀罪も廃止に！

秘密法と共謀罪に反対する愛知の会
(旧 秘密保全法に反対する愛知の会)

極秘通信

30号 2018年12月1日発行

【Tel】 052-838-8795

【Fax】 052-838-8796

【Eメール】 no_himitsu@yahoo.co.jp

【ブログ】 <http://nohimityu.exblog.jp/>

【ツイッター】 https://twitter.com/himitsu_control

【facebook】

<https://www.facebook.com/nohimityu>

今こそ、政権の幻想を打ち破ろう

中谷雄二弁護士(共同代表)

安倍晋三首相は、今、臨時国会で自らの憲法改正案を提示すると表明した。しかし、その案なるものは、正式の自民党案でもなく（自民党の改憲草案は、先の自民党総裁選で石破元幹事長が言っていた憲法9条1、2項を削除し、国防軍を創設するというもの）、昨年12月、自民党憲法改正推進本部が「憲法改正に関する論点取りまとめ」として示したものにすぎない。任期中の改憲実現に執念を燃やす安倍首相は、不祥事や問題発言を繰り返してきた取り巻きを閣僚や党内の重要ポストに据え、憲法改正の強行突破のための体制を整えた。

臨時国会冒頭から桜田五輪相の発言、片山さつき地方創生大臣の口利き疑惑など首相肝いりの閣僚の問題が毎日のようにマスコミを賑わしている。改憲シフトの目玉は、下村博文自民党憲法改正推進本部長就任だが、衆参両院憲法審査会での議論に野党が消極的だとして「職場放棄だ」と発言し批判を浴びた。下村は謝罪を強いられ、衆院憲法審査会の幹事を辞退した。しかし、これで憲法改正は遠のいたとはとてもいえない。第二次安倍内閣発足以来の政権の手法は、アベノミクスによって株価を吊り上げ、景気回復を演出して国民の支持を集め、秘密保護法、共謀罪の制定による弾圧体制を整え、批判的キャスターを辞めさせ、マスコミトップとは会食を繰り返すなどの抱き込みを図る。批判的なマスコミを敵視してバッシングし、マスコミの操作によって、批判的意見を押さえ込む。実質GD Pで、アベノミクスは3年

で民主党時代の3分の1しか実質GD Pを伸ばすことができなかったのに、GD Pの算出基準を変更して、数字を大きくかさ上げした（明石順平「アベノミクスによろしく」（集英社インターナショナル新書）。また、プーチン大統領が無条件で年内に平和条約を締結しようと衆人環視の前で提案したことへへら笑うだけで何の対応もできなかったふがない対応をとりつくりうために、戦後自民党政権が一貫して主張してきた箸の北方領土の4島一括返還を取り下げた。この方針変更を右翼は全く批判をしない。いくら安倍晋三が右翼やネット右翼にとつてこの国を戦前回帰させるためのエースだとしても、この対応はご都合主義以外のなにものでもない。この国の世論が政府に踊らされていることは韓国大法院の徴用工判決に対するマスコミや政党（共産党は除く）、知識人の対応でも明らかである。個人請求権を放棄していないというこ

とは日本政府も韓国政府も両国の最高裁も一致している。未解決の問題が残っていることは争いようがない。ところが、おおかたの政党もマスコミも一致して韓国非難の大合唱である。この間、私たちが見せつけられてきたのは、中国や北朝鮮の脅威を煽り立て偏狭な排外主義をかき立てるという手法である。南北首脳会談、米朝会談により切り開かれた休戦状態の朝鮮戦争を終結させることは、東アジアの平和を築く上で画期的な一歩となる。それは米軍基地の集中によって引き起こされている沖縄問題を根本的に解決させるための日米安保条約破棄を現実的に展望させる条件となる。その時、憲法9条は、本来の輝きを取り戻すことになる。

今、私たちがやらねばならないことは、政権の嘘を暴き国民の多くがおかしいとおもいながら騙されている、政権に対する幻想を打ち破るための言動である。

警察の市民運動への監視・弾圧を許さない

— 秋の連続学習会を開催 —

第1回 名古屋・白龍町マンション事件
第2回 大垣警察市民監視事件
第3回 刑事司法改革の功罪

有罪率99, 9%の壁をいかに打ち破ったのか
公安警察は「無法地帯」か？
日本の刑事司法制度を考える

※会場はいずれの回も「名古屋第一法律事務所会議室」

第1回 名古屋・白龍町マンション事件 10月9日

講師：塚田聡子弁護士
有罪率99・9%の壁をいかに打ち破ったのか

報告 勝寄 昭(会員)

塚田聡子弁護士は、身振り手振りの身体表現も鮮やかに白龍町マンション暴行でつち上げ事件の真相と、無罪判決をいかに勝ち取ったのか弁護団の活動を語りました。私は99・9%の有罪率を誇る刑事事件で無罪判決を勝ち取る大変さを改めて認識しました。塚田弁護士の講演内容を私なりに報告します。



身振りを交えて講演する塚田弁護士

1 白龍町マンション暴行でつち上げ事件とは？

本事件は、低層住宅が立ち並ぶ静かな住宅地・名古屋市瑞穂区白龍町で15階建て高層マンションの建設に反対して立ち上がった地域住民を愛知県警が「でつち上げの暴行罪」で逮捕した不当弾圧事件です。愛知県警は2016年10月7日、反対運動のリーダー格の奥田恭正さんを逮捕拘留しま

した。この日、工事の現場監督が工事の様子を見守っていた奥田さんの前に立ち側に行こうとした奥田さんを元の位置に押し戻したとき「暴行した」とされました。この時奥田さんはスマホを左手に持ち身体を後ろに引きました。それなのに現場監督はなぜか後ろによるけ、動き出したダンブカーに背中をぶつけました。これが検察官の主張する「暴行」事実です。検察は10月

21日に奥田さんを起訴。奥田さん側は22日に全国的な弁護団を結成し悪質なでつち上げを暴き無罪を勝ち取る体制をつくりました。21日に奥田さんはようやく保釈、その前日20日に愛知県警は奥田さんの自宅と経営する薬局三店舗を家宅捜索しています。

2 公判段階での弁護活動

奥田さんの逮捕容疑は当初傷害罪でした。被害者とされる現場監督が愛知県警から受診を勧められ「左背部打撲」という診断書を得たからです。しかし起訴の段階では「暴行罪」、一体どういうことか。現場監督は事件の直後痛がる素振りは一切見せず、夜は現場従業員らと飲みに出かけたことも判明しています。とてもない！

裁判のなかで、被害者とされる現場監督の供述は変遷し目撃者(同僚)の証言の信用性も低いと考えましたが、日本では刑事裁判の有罪率は99・9%であります。如何せん！

そんな時たまたまNHKのドキュメンタリー番組「冤罪弁護士」を観て、画像分析・身体の動き解析の専門家である橋本正次教授(日本歯科大学)を知りました。何の伝手もなかったのですが、鑑定をお願いする書状をしたためましたところ快諾して下さいました。裁判所が鑑定人として採用し「現場監督の主張するような動きを奥田さんがしたとは考えられない」との鑑定書がだされ、公判でも証言しました。

3 裁判勝訴と判決の意義

本年2月13日、名古屋地裁は無罪判決を言い渡しました。無罪判決を勝ち取る



をお願いします。

無罪を勝ち取った奥田恭正さんの挨拶

みなさんからご支援いただき、無罪判決を勝ち取りました。ありがとうございます。

毎回の公判は大勢の傍聴者でいっぱいでしたし、無罪判決のあと検察が控訴しないよう2千筆の署名を集めていただきました。塚田弁護士をはじめとした全国弁護団の活躍も大変ありがたかったです。

「疑わしきは被告人の利益に」の筈なのに、無罪であることを必死に立証しなければ有罪とされてしまう日本の刑事司法に今更ながら大きな疑問を禁じえません。裁判は控訴されることなく2月28日無罪判決確定しました。

本件は、警察がマンション建設業者と結託し、建設反対運動の打ち合わせ等の資料を押さえようとした可能性、住民運動弾圧に及んだという意味で共謀罪の先取りと言えます。奥田さんの国家賠償請求等の裁判へのみなさんの更なるご支援



支援への感謝を述べる奥田さん



第2回 大垣警察市民監視事件

講師・山田秀樹弁護士

公安警察は「無法地帯」か？

報告 加藤けい子(会員)

10月23日

山田弁護士は「大垣警察市民監視違憲訴訟 基本資料集「改訂版」」を手に話し始めた。大垣警察市民監視事件は、新聞報道では「岐阜県警が個人情報漏洩」と見出しにあるが漏洩事件ではない。警察が反対運動・市民運動が起きないようにすることを目的に情報収集し私企業にその情報を提供した事件である。警察が意図的に引き起こした事件だ。警察が情報提供したのは中部電力子会社・風力発電設備事業者シーテック社。そ



の「議事録」によれば4人の市民の情報(例えば30年前にゴルフ場建設に反対していたことなど)を提供し「御社の事業も進まないことになりかねない。平穏な大垣市を維持したいので協力を要請する」と持ち掛け、意見交換会を4回行った。誰がどうした、こうしたと警察は事実と違う情報も含めもってもらしく大げさに提供しているのだ。

それはなぜか？山田弁護士の話から見えてきたのは、警察はシーテック社と協力関係を築こうとしていること。大きな反対運動が起きるかもしれないと不安を煽る。風力発電施設について学習会を開催する市民を不穏分子に見立てて警戒せよと敵意を煽っている。学習会を開くこと、そんな当たり前のことで「公安警察」が動くなんて：信じら

れないことが起きている。こんなことはまっぴらごめんだ。

山田弁護士はさらに話を進めた。この事件を引き起こした警備課は「公安警察」と称される部署であり、犯罪の捜査を行う「刑事警察」とは全く違う警察組織だ。彼らは犯罪の発生とは関係なく、狙った人たちの個人情報や日常的に収集し分析している。犯罪捜査のような法律や規則などはない。捜査に関わる諸規則・通達には公にされておらずあるかないかも不明だ。まさに公安警察は「無法地帯」となっている。

警察法2条2項は「その職務の遂行に当たっては、不偏不党かつ公正中立を旨とし、いやくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならない」と規定している。これを引きながら、山田弁護士は「公安警察の情報収集はこれまで何の法的根拠もなく、組織外から

の規制もうけることなく行われてきた。それは許されるべきものではない。公安警察の行っている個人情報収集、保存、利用に歯止めをかけることを目的にした本件裁判は、公安警察の活動を制約し、共謀罪の発動を許さない大きな一歩となるものである。決意を新たにしています」と締めくくられた。

改めて、この訴訟は絶対に勝たなければ、と思った。

4人の原告は警察による情報収集・情報提供は人権侵害であり、違法な公権力の行使だと、2016年12月21日に岐阜県に対し国家賠償請求を提起した。さらに2018年1月29日には、警察が収集し保管している個人情報抹消請求を岐阜県と国(警察庁)に対して提起している。

原告・近藤ゆり子さん

公安がずっと監視していたのは知っていた。この裁判を通じ法的な規制や第三



原告船田伸子さん
「議事録」に私が「氣を病んで入院中」とあったが事実と違う。公安が勝手に何十年もの間個人情報勝手に収集しプロフィールリングした人物像を勝手にばらまいていいのか。許されな



者機関などについて国民的議論を起こしたい。

第3回「刑事司法改革」の功罪 講師・石田倫識さん(愛知学院大学教授 刑事訴訟法) 日本の刑事司法制度を考える 報告 中川匡亮弁護士(事務局次長)

11月13日

石田さんは、日英の刑事司法制度を比較しながら、日本の誤判えん罪の原因について講義されました。以下、その要旨を報告します。

日本では、被疑者が黙秘権を行使したことを不利益に取り扱ってはいけないという不利益推認禁止の原則があるにも関わらず、黙秘権がほとんど機能していません。これまでの誤判冤罪事件のほとんどに、虚偽自白が介在しています。

裁判所は、やってもいない犯罪を自白するはずはないと考えがちです。しかし、心理学的には、「自分はやっていないのだから有罪になるはずがない。裁判所で本当のことを言えばわかってくれる。今はこの厳しい取調べから逃れたい。」という心理から自白に至ることが指摘されています。また、自白の証拠能力の



判断方法についても、日本の裁判実務は、容易にこれを肯定しがちです。さらに、日本の取調時間は諸外国と比べて極めて長く、これも虚偽自白の温床になっています。

イギリスでは、弁護士が来るまで取り調べができない、捜査段階から弁護士は警察から証拠が一定程度開示される、その開示された証拠を検討した上で黙秘するかどうかを決める、という日本にはない特徴があります。

日本でも、取調べへの弁護人の立ち会いを認めること、取調時間を限定すること、が必要だと思います。

再審に関しても、日本とイギリスでは大きく異なります。

日本では、再審請求審に関する法整備がほとんどされておらず、法曹三者の協議の場を開くか否か、検察官に証拠開示を促すかどうかの判断は裁判所の裁量に委ねられています。再審開始決定のための要件もイギリスに比べて厳しいです。また、仮に再審開始決定が出て、検察官上訴が認められており、折角の決定が覆されてしまうこともあります。さらに、日弁連の再審請求支援事件に選出されるハードルも高く、そのため、弁護士が手弁当で再審事件に取り組まないといけません。

イギリスは、裁判所とは独立したCCRCという国の機関が、再審を判断します。そして、CCRCはあらゆる証拠を開示させる権限を持っています。また、再審開始決定の要件も日本ほど厳格ではありません。有罪無罪の決着は、再審請求審ではなく再審公判

でつければよいという考え方によるものです。再審決定に対する検察官上訴も不可能です。

日本も、イギリスの制度を参考にして、再審制度を整備すべきです。

裁判員裁判導入から平成28年刑法改正までの一連の司法改革は、評価すべきところもありますが、結論として、誤判防止の要請に応えるものとはなっていない。

入口段階では誤判防止を目的としていたはずなのに、出口の段階では、捜査権限の拡大する法改正になっています。

被疑者取調べの録音録画も対象を拡大するとともに



弁護人立会権を認め、黙秘権を実質化すべきです。また、司法取引・刑事免責について、共犯者による引き込み供述により新たなえん罪の現認となりかねません。

安倍改憲NO!の声とどろく

名古屋で 愛知県下各地で

10・19 三千万署名
地域一斉行動 & 名駅・
栄・金山大宣伝活動

安倍9条改憲NO! あいち
市民アクションの呼びかけ

により愛知県下21か所で大
宣伝活動が行われました。
3千万署名、ライブ、リレー
トーク、パレード、シール
アンケート等各地域での工
夫したアクションで盛り上



瀬戸



名古屋・金山

がりました。19日だけでなく、日進・豊田・あま・春日井・昭和区の市民アクションは20日(土)、21日(日・国際反戦デー)の昼間、多くの市民の参加を得て取り組みました。

報告：武藤 聡(会員)

9条改憲NO!
平和といのち くらし・人
権を! あいち1万人ア
クション

11月3日 矢場公園

あいち九条の会・愛知憲
法会議・安倍9条改憲NO!あ
いち市民アクション、三団
体の呼びかけであいち1万
人アクションが実現しまし
た。賛同団体は61、個人賛
同87でした。オープニング
は12時(合唱・貧困問題、
医療現場、女性、子どもの
権利とリレートーク)、一
部は13時から「平和とくら
し 人権を」と、二部は
「憲法9条改憲NO!」がテー
マです。

一部では、メインスピー
カーは志賀原発を止めた元
裁判長、今は弁護士の井戸
謙一氏です。井戸氏は「人
権を根底から破壊する原発
は、憲法で許容されない。
原発ゼロの実現を」と訴え
ました。誠実で丁寧なお話
に参加者から感動の拍手が
わきました。その後 音楽・
リレートーク(沖縄・年金



1000名が集まった第1部の集会

/暮らし・朝鮮学校無償化
問題・原発被災者裁判・過
労死)が、テーマごとに実
態と支援が呼掛けられ、2
つのコースに分かれデモ出
発。1000名が参加しま
した。二部は、メインスピー
カー・小林節慶應義塾大学
名誉教授から「安倍改憲は、
とめられる」と題してアメ
リカの属国で米国の言いな
りの価格で兵器を買い軍事
強化を行なっている。野党
共闘を英断すべき、与党が
求める代案は、9条そのも
のだと強調され、若者との
対談にも参加戴きました。
その後、3千万署名の現場
から、阿久比町の92歳の田
中氏が檄を飛ばし、会場は

頷くように呼応しました。改憲阻止の確信をもつことが出来ました。高揚するなかで、板谷氏の歌とともにキャンドルデモに1500名が出発。夕闇にキャンドルの光が輝き市民に訴えることが出来ました。なお豊橋、岡崎、豊田、碧南、一宮、弥富等各地でアクションが取り組まれ、その地域から引き続き名古屋・矢場公園に合流したグループもあり感激しました。

報告…武藤 聡(会員)

11・19市民集会

安倍内閣の暴走を止めよう共同行動

久屋広場

午後6時、司会の塚田弁護士の凛とした声で集会が始まった。トップバッターは沖縄から駆けつけた小林武さん(沖縄大学客員教授)だ。安倍政権は危険な普天間基地を辺野古に移設するというが違う。普天間も辺野古新基地も使うのだ。県知事選で政府が推した候補が8万票の差で、玉城デニー



栄を行進するデモ参加者

さんに負けた。それでも安倍政権は辺野古新基地建設工事を再開した。沖縄と本土の連帯した闘いで安倍政権を追い詰め、辺野古新基地断念に追い込もう、根本的な解決は日米安保条約の廃棄だ、と訴えた。次は沖縄と平和を歌うシンガーソングライター・川口真由美さん。ギターを鳴らし歌い踊る川口真由美さんに鼓舞され、参加者もキャンドルを振る。三千里鐵道副理事長・姜春根さんは、朝鮮半島が分断されいつ戦争になるか怯えながら生きてきた。朝鮮は必ず統一しなければならぬ。南北朝鮮の首脳会談によって殺しあうことはなくなり、やっとな安堵し

た。アジアの平和をとともに確実なものにしよう、と。共同代表の中谷弁護士は厳しい口調で安倍政権を弾劾し、我々に必要なのは「真実はこれだ」と示すこと。安倍の嘘を暴き「うそつき安倍はやめろ」と声を上げることだ。がんばろうと締めくくった。500名の参加者は元氣よくデモに出発、市民に訴えた。

報告…加藤けい子(会員)

7周年総会ゲスト

ジャーナリスト

金平茂紀さん来る

TBS「報道特集」キャスター

2019年4月7日(日)

会場:ウйлあいち



TBSのホームページより

7周年総会を開催
します。
お集まりください。
2019年4月7日(日)

私たち「秘密法と共謀罪に反対する愛知の会」は、突如として持ち上がった秘密保全法制制定を阻止すべく、「秘密保全法に反対する愛知の会」として、全国の市民運動に先駆けて、2012年4月に結成されました。以来、国民が知るべき情報にアクセスすること、を遮断しかねない「秘密保護法」に反対し、また、2016年からは、国民が自由に集い議論することを制限しかねない「共謀罪法」にも反対して、活動を続けてきました。秘密保護法と共謀罪法がいずれも、現政権が遮二無二に進める「戦争できる国づくり」に必要なピースで、国民の目と口と耳を塞ぐための治安立法だからです。

残念ながら、両法は、国

民から多くの反対の声が上がっていたにもかかわらず、強行採決され、制定されてしまいました。しかし、いまだ両法による逮捕者が出ておらず、両法の実質的な発動をみないのは、私たちを含む多数の国民から反対の声が上がり続けているからです。この成果に、私たちは自信を持ってよいと思います。

「愛知の会」は間もなく、結成7周年を迎えます。今年度の総会には、ゲストにTBS『報道特集』でおなじみの金平茂紀さんを迎え、現政権下で進む報道統制の実態と、それに抗うために私たちは何をすべきかを学びます。是非多数のみなさんにご参加いただき、愛知からあらためて、「秘密保護法反対!」「共謀罪法反対!」の声を示しましょう。(事務局長 濱島将周)

